

教委告示第二号

聖籠町地域学校保健委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

聖籠町教育委員会委員長 伊藤 惠美子

聖籠町地域学校保健委員会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町地域学校保健委員会設置要綱（平成十八年聖籠町教育委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「幼稚園」を「こども園」に改め、同条第二項中「聖籠中学校内の子ども健康相談室」を「学校教育課」に改める。

第三条第一項第四号中「幼稚園長」を「こども園長」に改め、同条同項第八号及び第九号を削り、同条同項第十号を第八号とし、同条同項第十一号を第九号とし、同条同項第十二号を削る。

第五条第一項中「会長、副会長及び幹事」を「会長及び副会長」に、同条第二項中「聖籠町立学校に在籍する教員、事務職員及び保育士で構成する聖籠町教育研究協議会（以下「町研」という。）会長（学校長）」を「聖籠中学校長」に改め、同条三項中「町研養護部長（養護教諭）」を「町立学校養護教諭の代表」とし、同条第四項を削る。

第七条第二項中「幹事、」及び「学校保健担当職員、」を削る。

第八条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（庶務）

第八条 委員会の庶務は、事務局において行う。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。